

様式第 1 号

## 審査基準整理票

処分名	一般廃棄物処理施設の変更の使用前検査		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	(条項) 第 9 条第 2 項において 準用する第 8 条の 2 第 5 項	
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(条項) 第 9 条第 2 項において 準用する第 8 条の 2 第 5 項	
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間	1 4 日	法定処理期間	
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・文書の名称【 】</li><li>・掲載図書等【 】</li><li>・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</li></ul> <p>一般廃棄物処理施設設置変更許可申請書に記載した設置に関する計画に適合していること。</p> <p>参考</p> <p>【根拠基準】</p> <p><b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</b></p> <p>第 8 条の 2 第 5 項</p> <p>前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。</p> <p>第 9 条第 2 項</p> <p>第 8 条第 3 項から第 6 項まで及び第 8 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の許可について、同条第 5 項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第 6 項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第 7 項の規定は、この項の規定により準用する同条第 5 項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。</p>			